

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和2年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、飯田議員、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」

議長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

まず、最初に委員会の開催状況であります。当委員会は2月14日、2月28日及び3月9日の3日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求めて、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には令和元年度江差町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてをはじめ、26件の議案が提出されているほか、報告3件、承認2件、委員会報告6件、決議1件、議員発議として5件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

それで、会期の日程についてであります。2月14日の委員会の協議を経て、会期の日程は3月11日から13日までの3日間と致しました。その後、2月28日、3月9日の委員会で、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、2日間で会期を終了するよう、議事運営を進めて行くことと致しました。議員、理事者側共々、ご協力をお願い致します。

一般質問についてであります。これまでと同様に、一問一答方式として、質問の回数は、再々質問までは認められますが、今回については、先の理由のとおり、1回の質問で終了するよう努めて頂きたいと思っております。そのためにも理事者の答弁も質問の主旨に噛み合ったものになるように努めて頂きたいと思っております。

質問の時間についてであります。従来どおり答弁を含め60分の時間制としますが、このことについて、2月28日の議運の協議の結果、議長の許可をえた場合、30分まで延長を許可することと致しました。ただ先に述べたとおり、今議会については極力簡潔をめいとして頂きたいと思っております。

また、質問答弁については、1回目の質問答弁については演壇により行ない、再質問以降は、議員は同じく演壇で理事者は自席で行うことと致します。従来どおりであります。理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。これも従来どおりであります。

また、一般質問や議案等の質疑や感想や要望、お礼などは一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むようお願いしたいと思います。

次に、理事者の執行方針、報告についてであります。この理事者の執行方針、報告についても可能な部分は、文書報告とするよう努めて頂きたいと思っております。

最後であります。マスクの着用についてですが、議会運営委員会の協議では、議員、理事者、説明員ともマスクの着用と致しましたが、現状、マスクが十分に行き渡っていない。このことから、実情に合わせたマスクの着用としていきたいと思っております。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については演壇により行い、再質問は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこととし、それを超える場合については議長の判断によって、30分まで延長することが出来るものと致します。

また、理事者においては、議員から質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の時間制限外とすることに決定致しました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りますのでご協力をお願い致します。

なお、町行政執行方針、教育行政執行方針につきましても、配布のとおりでありますので、あらかじめご了承をお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了解をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査報告について、令和元年第3回定例会発議第5号、自然エネルギーに関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「西海谷委員長」。

「西海谷委員長」

議長。

「西海谷委員長」（報告）

では、総務産業常任委員会からの報告を致します。当委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、次のとおり報告致します。

1、調査事件。令和元年第3回定例会、発議第5号、自然エネルギーに関する事務調査。

2、調査期間。記載のとおり、令和元年9月25日から会議を開催し、担当課ヒアリング、先進地行政視察を実施致しました。

3、審査目的。近年、エネルギーは地球温暖化等の対策のため自然エネルギーへの転換が求められ、国は再エネ海域利用法を公布致しました。今般、檜山沖へも民間事業者が調査に入っており、既に地元関係者への説明や意見聴取を行っております。当町には、陸上風力や太陽光発電施設が設置されておりますが、長期的展望による検討も必要と考え、事務調査をすることと致しました。

4、視察調査。視察調査は記載しておりますので、後程、ご覧下さい。

5、調査の結果。地球温暖化への対応を迫られる今日、再生エネルギー、再生可能エネルギー導入の流れは必然であり、特別な不利益がない限り、当町としても協力を惜しむものではないが、当町の歴史的背景や今後のまちづくりの方向性を鑑み、意見を付した報告と致します。

意見。（1）洋上風力について。一つ、メリット、デメリットを明確にした上で、なるべく早く町としての基本的スタンスを決定すべき。

一つ、洋上風力が設置された場合の課題を明らかにするため、関係者、関係団体との協議、調整を図り、当町の重要な観光資源である日本海へ沈む夕日などを十分考慮し、無秩序な洋上風力施設の設置を防止するため、ゾーニング計画策定が必要である。

一つ、檜山管内洋上風力連絡協議会等の場を活用し、施設の維持、港湾使用等の誘致について当町の基本的な方針を示しておくことが重要である。

一つ、北海道南西沖地震等を教訓に、関連施設による被害が増大しないような処置を図るよう事業者へ要望すべきである。

（2）太陽光発電の設置規制について。太陽光発電はコストダウンが進み、今後も設置が進むと考えられる。町独自で条例等を策定し、景観や環境等も守って行くことが必要である。

（3）自然エネルギーの地域活用について。公共施設維持費は大きな負担となっている。小型発電機の設置等で経費軽減策を検討するべきである。

以上、総務産業常任委員会からの調査報告と致します。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑、希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。自然エネルギーに関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することと致したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長の報告のとおり了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、総合計画等特別委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。